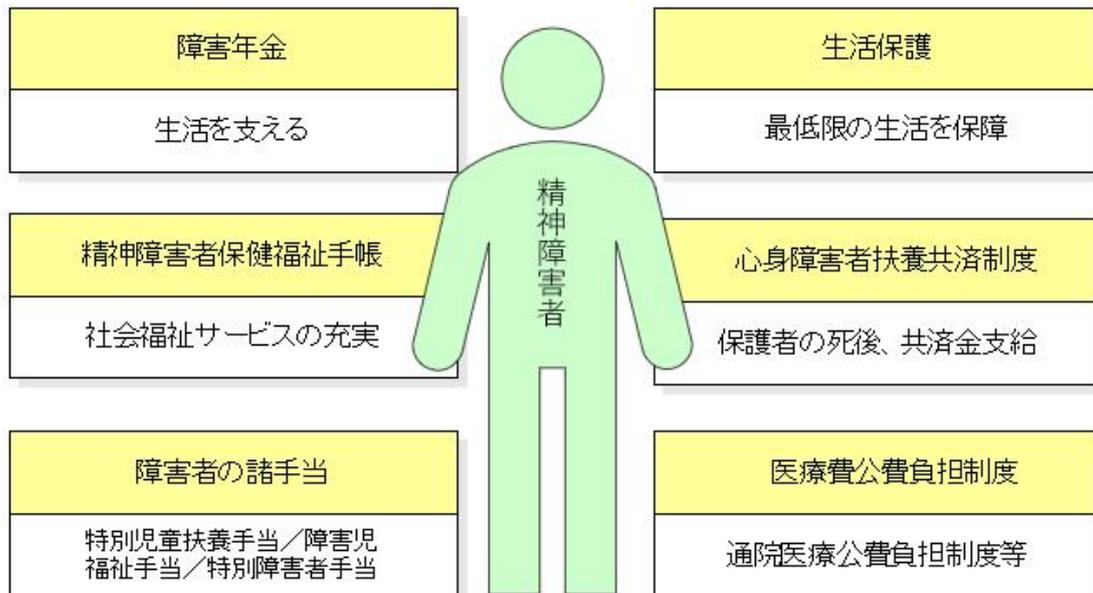


精神障害者の生活を支える福祉制度

I. 精神障害者と家族が利用できる福祉制度の概要



出典：「障害者福祉」施策情報（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/index.html) を加工して作成

出典：「年金制度の仕組み」第12 障害年金（厚生労働省）(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html) を加工して作成

出典：「生活保護制度」（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuongo/index.html) を加工して作成

精神障害では、症状が慢性化することが多いことがあり、長期にわたり日常生活が制限されやすいといわれています。そのため、精神障害者の日常生活を支える福祉制度が不可欠です。精神障害者の生活を支える福祉制度には、障害年金、生活保護、精神障害者保健福祉手帳、心身障害者扶養共済制度、障害者の諸手当、医療費公費負担制度等があります。

また、発達障害のような20歳前に発症して障害をもつ場合、本人よりも家族への経済的支援が必要となります。そのようなニーズに対しては、特別児童扶養手当や、障害児福祉手当のような支援を受けることも可能です。また、平成14年からは、精神障害者保健福祉手帳、通院医療費公費負担の申請手続きなどが市町村で実施されるようになり、さらに利用しやすくなりました。

II. 精神障害者の生活を支える福祉制度

1. 障害年金

目的	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付である。 通常は加齢に伴って起こる稼働能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としている。
対象となる主な精神疾患	統合失調症、双極性障害、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
受給要件	障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。 ＊老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
	初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。 なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要。
	(障害基礎年金) 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。 (障害厚生年金) 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。
障害認定日	障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。
事後重症	障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

出典：「第5回社会保障審議会年金部会」資料2（厚生労働省）(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html) を加工して作成

出典：「年金制度の仕組み」第12 障害年金（厚生労働省）(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html) を加工して作成

出典：「年金の受け取りに関するパンフレット」障害年金ガイド（日本年金機構）(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html#cmsshogai>) を加工して作成

(1) 障害年金の概要

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

(2) 対象となる精神疾患

精神障害では、統合失調症、双極性障害、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害などが対象となります。症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に準じて取り扱うこととなっています。

(3) 障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日

から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。また、初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいい、同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。加えて、20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。なお、「症状が治った」とは、その症状が固定し、治療の効果が期待できなくなった状態を含みます。

事後重症として、障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後、症状が悪化し、障害等級表に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害基礎年金を受給できます。ただし、請求書は65歳に達する日の前日までの間に提出する必要があります。なお、請求した日の翌月分からの受取りとなるため、請求が遅くなると障害等級表に定める障害の状態になっているにもかかわらず、障害基礎年金を受給できない期間が生じる可能性があることから、障害等級表に定める障害の状態になった場合には、速やかに請求することが重要です。

（3）受給の要件

障害基礎年金を受け取るためには、主に3つの支給要件を満たすことが必要です。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金の被保険者期間
- ・国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の期間

②障害の状態が、障害認定日または20歳に達したにときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

③保険料の納付要件として、以下のいずれかを満たしていること。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

- ・初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間（国民年金の第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）期間、第3号被保険者期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間3分の2以上あること。

- ・初診日が2026年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

また、障害厚生年金を受け取るためには、主に3つの支給要件を満たすことが必要です。

- ・厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- ・障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。
- ・初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間

をあわせた期間が3分の2以上あること。

(4) 障害等級と手続き

1) 障害等級

障害等級	精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定	
	1級	精神の障害であって、他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
	2級	精神の障害であって、必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害の状態
	3級	精神の障害のため、労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある
障害手当金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや軽い程度の障害が残った状態	
診断書	精神疾患による病態に起因する日常生活の制限の度合いを確認	
継続手続き	年金受給権者現況届	受給者の方の現況（生存）を確認 （住基ネットで生存確認できる場合は、提出不要）
	障害状態確認届	障害の状態に応じて提出が必要となる年に、引き続き障害年金を受けられる権利があるかどうか障害の状態を確認

出典：「年金の受け取りに関するパンフレット」障害年金ガイド（日本年金機構）

（<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html#cmsshogai>）を加工して作成

出典：「第5回社会保障審議会年金部会」資料2（厚生労働省）（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html）を加工して作成

出典：「精神の障害用の診断書を提出するとき」（日本年金機構）

（<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-23.html#cmssindansho>）を加工して作成

出典：「年金を受けている方が誕生日を迎えたとき」（日本年金機構）

（<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140421-11.html>）を加工して作成

精神障害における障害年金の診断書では、精神疾患による病態に起因する日常生活の制限の度合いを確認します。そのため、精神疾患の存在、その病状及び重症度（現在の病状又は病態像、臨床検査など）、日常生活及び社会生活上の制限の度合い（日常生活能力の判定／程度、就労状況など）を確認するための項目が設けられています。確認にあたっては、疾患名や病歴・治療経過・病状等の内容と日常生活能力に関する評価について、齟齬や矛盾がなく、整合性があるか、という点にも着目して行われます。

障害等級1級は精神の障害であって、他人の介助を受けなければほとんど日常生活ができない程度の状態であり、障害等級2級は精神の障害であって、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度です。障害等級3級は、厚生年金加入者のみが対象で、精神の障害のため、労働が著しい制限をうける、又は、労働に著しい制限を加えることを必要とする程度です。さらに、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金を受け取ることができる制度もあります。障害手当金については、国民年金、厚生年金を受け取っている場合や、労働基準法または労働者災害補償保険法等により他の障害補償を受け取っている場合には、受け取ることができません。

障害年金の申請に対する不支給決定割合の地域差解消に向けて、2016年には、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」が策定されました。このガイドラインを踏まえつつ、

診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的な評価を実施することにより、認定業務の集約化と相まって、地域差は着実に縮小してきています。

2) 手続き

障害基礎年金、障害厚生年金、障害手当金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。20歳前に初診日がある方や国民年金加入中に初診日がある方などが障害基礎年金を請求する場合は、年金事務所、街角の年金相談センター、市区役所または町村役場に請求書類などを提出します。また、厚生年金加入中に初診日がある方が、障害厚生年金や障害手当金を請求する場合は、年金事務所、街角の年金相談センター（初診日時点で共済組合等に参加していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等）に請求書類などを提出します。

また、障害年金を受給されている方には、障害の状態に応じて提出が必要となる年に、障害の状態を確認するため「障害状態確認届（診断書）」が誕生月の3カ月前の月末に送付されます。障害状態確認届診断書が届いたときは、「診断書」欄を医師等に記載してもらい、誕生月の末日までに提出する必要があります。

(5) 受給できる障害年金（令和6年度）

	1級	2級	3級	3級より軽い障害
国民年金	障害基礎年金 (1,020,000円/年) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円)</small>	障害基礎年金 (816,000円/年) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円)</small>	なし	なし
	扶養子加算	扶養子加算		
厚生年金	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) × 1.25	障害厚生年金 (報酬比例の年金額)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) 最低保障額 (612,000円) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれ た方は610,300円)</small>	障害手当金(厚生年金) (報酬比例の年金額) × 2 最低保障額 (1,224,000円) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれ た方は120,600円)</small>
	配偶者加給年金 (234,800円/年)	配偶者加給年金 (234,800円/年)		
	障害基礎年金 (1,020,000円/年) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円)</small>	障害基礎年金 (816,000円/年) <small>(昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円)</small>	なし	なし
	扶養子加算	扶養子加算		

図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

出典：「年金の受け取りに関するパンフレット」障害年金ガイド（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html#cmsshogai> を加工して作成

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。なお、障害厚生年金の1級は、2級の1.25倍

の年金額となります。さらに、1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方には、生計を維持されている配偶者や扶養子がいる場合には、別に加算を受け取ることができます。配偶者加給年金については、障害厚生年金に234,800円が加算されます。なお、65歳未満の年齢制限があります。また、扶養子加算は、子供2人までが1人につき234,800円、子供3人目から1人につき78,300円を受け取ることとなります。18歳になった後の最初の3月31日までの子や、20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子が対象です。

2. 生活保護

趣 旨 (目 的)	「国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」 【憲法第25条】 規定を具体化 ⇒ 基本的人権の「生存権」を保障	
	病気や障害等のため就労できない時や就労していても収入が少なく生活に困ったときに、国が最低限の生活を保障し、自立生活できるように援助する制度	
要 件	生活に困窮する者が、資産、能力等のあらゆる要件を活用しても生活維持ができない時に、困窮の程度に応じて生活保護費の支給や医療扶助等を給付	
	資産活用	土地、貯金、保険、株、車等の売却
	能力活用	その能力に応じて就労
	扶養義務の履行	親子、兄弟等の扶養義務者からの援助
	他法活用	年金、他の法律による給付

出典：「生活保護制度」(厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html) を加工して作成

出典：「生活保護法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000144>) を加工して作成

(1) 生活保護の概要

生活保護は、病気や障害等のため就労できない時や就労していても収入が少なく生活に困ったときに、国が最低限の生活を保障し、自立生活できるように援助する制度です。日本国憲法第25条に「国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と規定されており、国が基本的人権の「生存権」を保障しています。

精神障害者は、自立して生活できるようになるまで相当な時間が必要であり、生活保護は大切な制度の一つです。

(2) 生活保護の要件

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、まず①資産活用(土地、貯金、保険、株と車等の売却)、②能力活用(働ける人はその能力に応じて就労)、③扶養義務の履行(親子、兄弟等の扶養義務者からの援助)、④他法活用(年金や手当等、他の法律や制度による

給付)等のあらゆる努力をする必要があります。それでも、生活維持ができない時に、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

(3) 生活保護の種類 (8種の扶助)

生活扶助	日常生活に必要な費用	衣料費、食料費、光熱費等
教育扶助	義務教育に必要な費用	学用品、通学用品、学校給食等
住宅扶助	住宅維持に必要な費用	家賃、住宅の修理、地代等
医療扶助	医療のための費用	診察、処置、手術等の治療、看護、薬剤費等
介護扶助	介護にかかる費用	居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送等
出産扶助	出産のための費用	分娩の介助、処置、衛生材料費等
生業扶助	生活のための職業に必要な費用	必要な資金、器具、資料、技能修得費等
葬祭扶助	葬儀のための費用	火葬、埋葬、納骨その他葬祭費等
障害者加算	障害基礎年金1級・2級(精神障害者保健福祉手帳1級・2級)受給者に支給	

出典：「生活保護法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000144>)を加工して作成

出典：「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8465&dataType=1&pageNo=1)を加工して作成

生活保護は、世帯の状況に応じて以下の8種類の扶助があります。

- ① 生活扶助 (日常生活に必要な衣料費、食料費、光熱費等)
- ② 教育扶助 (義務教育に必要な学用品、通学用品、学校給食費等)
- ③ 住宅扶助 (住宅維持に必要な家賃、住宅の修理、地代等)
- ④ 医療扶助 (医療のための診察、処置、手術等の治療、看護、薬剤費等)
- ⑤ 介護扶助 (介護にかかる居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送費等)
- ⑥ 出産扶助 (出産のための分娩の介助、処置、衛生材料費等)
- ⑦ 生業扶助 (生活のための職業に必要な資金、器具、資料、技能修得費等)
- ⑧ 葬祭扶助 (葬儀のための火葬、埋葬、納骨その他の葬祭費等)

(4) 障害者加算

障害者加算は、障害基礎年金1級・2級受給者、又は同程度の精神障害者や精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者に支給されます。

(5) 受給できる生活保護費

必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており (最低生活費)、最低生活

費以下の収入の場合に生活保護が受給できます。

(6) 級地制度

地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低生活保障の観点から生活保護基準に地域差を設けられています。

(7) 申請および窓口

生活保護の申請をするにあたっては、原則として、氏名や住所又は居所、保護を受けようとする理由、資産及び収入の状況、その他保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書を福祉事務所に提出していただく必要があります。また、生活保護の申請時の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）を提出していただくことがあります。

3. 精神障害者保健福祉手帳

身体障害者	1949年	「身体障害者手帳」
知的障害者	1960年	「療育手帳」
障害者	1993年	「障害者基本法」
		「身体障害者、知的障害者、精神障害者」
		精神障害者を障害者に明確に位置づけ
精神障害者	1995年	「精神障害者保健福祉手帳」
趣旨 (目的)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の社会復帰の促進 ・自立と社会参加の促進 (1995年精神保健福祉法改正時に創設)	
対象者	精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある精神疾患を有する障害者	
	統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、発達障害及びその他の精神疾患	
	知的障害は対象外 ⇔ 療育手帳対象	
手帳の更新	有効期限は2年 2年ごとに障害の状態を再認定し、更新	

出典：「障害者手帳」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html を加工して作成

(1) 精神障害者保健福祉手帳の概要

1949年に身体障害者を対象とした身体障害者手帳が、1973年に知的障害者を対象にした療育手帳が制定されました。

精神障害者は1993年に成立した障害者基本法により、身体障害者と知的障害者と同様に障害者として位置付けられ、精神障害者保健福祉手帳制度が1995年の精神保健福祉法改正時に創設されました。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の趣旨と対象者

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図ることを目的にしており、一定の精神障害の状態が認定されると精神障害者保健福祉手帳が交付され、さまざまな支援が受けることができます。

一定の精神障害の状態とは、統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害、その他の精神疾患のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があることです。ただし、知的障害者は、療育手帳の対象になりますので、精神障害者保健福祉手帳の対象に含まれません。

(3) 手帳の更新

手帳の有効期限は2年間であって、有効期間の延長を希望する者は、手帳の更新の手続を行うことが必要です。すなわち、手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付手続き

交付主体	都道府県知事又は政令指定都市市長
申請	精神障害者本人の申請
	家族や医療機関職員等による申請書の提出や手帳の受け取り手続代行可
申請書類	①精神障害者保健福祉手帳申請書 ②医師の診断書又は障害年金の年金証書等の写し ③精神障害者の写真(縦4cm×横3cm)
診断書	精神保健指定医又は精神障害者の診断や治療に従事する精神科担当医師によるもの(てんかん患者の主治医である内科医等も含む)
	初診日から6ヶ月以上経過した日以降に作成したもの

出典：「障害者手帳」精神障害者保健福祉手帳実施要領について（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html) を加工して作成

申請手続きは、精神障害者本人が居住地の市町村に提出することが原則ですが、家族や医療機関職員等が代行をすることもできます。申請書類は、①精神障害者保健福祉手帳申請書と、②初診日から6ヶ月以上経過した日以後の医師の診断書、又は障害年金の年金証書等の写しと、③手帳の貼付用として精神障害者の写真を添付します。診断書は、精神保健指定医、診断や治療を行った精神科担当医師又はてんかん患者の主治医である内科医等が記載します。診断書は、初診日から6ヶ月以上経過した日以降に作成したものと決められています。

申請の費用は不要ですが、医師の診断書料は医療保険の対象にならないため自己負担になります。ただし、生活保護対象者は、生活保護法の指定医療機関で作成することで、無償となっています。

判定基準	精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定	
判定	診断書が添付された申請	精神保健福祉センターによる手帳交付の可否、障害等級の判定
	年金証書等の写しが添付された申請	精神保健福祉センターの判定不要 手帳1級⇒障害福祉年金1級程度 手帳2級⇒障害福祉年金2級程度 手帳3級⇒障害福祉年金3級程度
障害等級	障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級と区分	
	1級	他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を済ませる事ができない
	2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難
	3級	日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることが必要

出典：「障害者手帳」精神障害者保健福祉手帳実施要領について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html を加工して作成

都道府県知事（政令指定都市市長）が申請者に手帳を交付しますが、医師の診断書が添付された申請は、精神保健福祉センターが手帳交付の可否及び障害等級を判定し、年金証書等の写しが添付された申請は、精神保健福祉センターの判定は不要です。

（5）障害等級

障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級と区分されており、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定されます。

年金における障害等級が1級であれば手帳における障害等級も1級、2級であれば2級、3級であれば3級であるものとして判定を行います。

(6) 精神障害者保健福祉手帳の支援施策

通院医療費公費負担制度	申請時の診断書が不要		
生活福祉資金の貸付	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付		
地域・事業者によって行われていることがあるサービス	公共施設の利用料減免		
	医療費助成		
	公営住宅の優先入居		
	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成		
	駐車料金の減額		
生活保護の障害者加算	1級、2級手帳所持者への生活保護費の増額		
所得税	障害者控除	1級	年間所得金額から35万円控除
		2級・3級	年間所得金額から27万円控除
	同居特別障害者加算	1級	配偶者控除、扶養控除に30万円加算
	預貯金の利子所得の非課税	1級・2級・3級	
住民税	障害者控除	1級	年間所得金額から28万円控除
		2級・3級	年間所得金額から26万円控除
	同居特別障害者配偶者控除及び扶養控除	1級	一般の配偶者控除又は扶養控除に代えて54万円を所得金額から控除(21万円の加算に相当)
	障害者非課税限度額	1級・2級・3級	前年合計所得125万円以下非課税
相続税	障害者控除	1級	70歳に達するまでの年数各1年につき12万円控除
		2級・3級	70歳に達するまでの年数各1年につき6万円控除
贈与税	贈与税の一部非課税	1級	
自動車税、軽自動車税、自動車取得税	障害者等に対する自動車税等の非課税	1級	

出典：「自立支援医療」（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jiritsu/index.html) を加工して作成

出典：「生活福祉資金貸付制度」（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html) を加工して作成

出典：「障害者手帳」地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html) を加工して作成

出典：「精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について」（厚生労働省）

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4621&dataType=1&pageNo=1) を加工して作成

出典：「所得税法」（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000033>) を加工して作成

1) 税制の優遇措置

精神障害者保健福祉手帳の障害等級に応じて、所得税及び住民税の障害者控除、預貯金の利子所得の非課税等、住民税の一部非課税、相続税の障害者控除、贈与税の一部非課税、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の非課税等の優遇措置が受けられます。

2) 通院医療費負担制度

精神障害者保健福祉手帳所持者が精神保健福祉法第32条の通院医療費公費負担申請する場合は、医師の診断書提出が不要となります。

3) 生活保護の障害者加算

生活保護受給者では、障害者加算が受けられます。(ただし、手帳1～2級所持者に限る)

4) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や65歳以上の高齢者世帯、精神障害者保健福祉手帳所持者など世帯の生活を経済的に支援するための制度です。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者世帯は、生活福祉資金のうち、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付が受けられます。

5) 公共交通機関の運賃割引や各種施設の利用料割引等

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービスとして、公共施設の利用料減免、医療費助成、公営住宅の優先入居、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成、駐車料金の減額、パーキングパーミット棟があります。

4. 精神障害者の諸手当（令和6年度）

精神障害者の諸手当		
診断書が必要		支給額(月額)
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給 ・1級（重度）と2級（中度）に区分 	1級：55,350円 2級：36,860円 4月,8月,12月 支給
障害児福祉手当	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給	15,690円 2月,5月,8月, 11月支給
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給	28,840円 2月,5月,8月, 11月支給

出典：「障害児福祉手当について」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html>）を加工して作成
 出典：「特別児童扶養手当について」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>）を加工して作成
 出典：「特別障害者手当について」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>）を加工して作成

(1) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。支給の要件は、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。支払時期は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

受給資格者（障害児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときには手当は支給されません。

(2) 障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。支給要件は、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の

介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。支払時期は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。受給資格者（重度障害児）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときには手当は支給されません。

(3) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。支給要件は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。支払時期は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。受給資格者（特別障害者）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときには手当は支給されません。

5. 心身障害者扶養共済制度

対 象	将来、独立して自活することが困難な精神障害者等を扶養している65歳未満の保護者
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 任意で加入する制度で一定額の掛け金を納付 掛け金を納付していた保護者が亡くなった時、もしくは、重度障害と認められた場合に、障害者本人に毎月一定の共済金を終身支給
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ①その都道府県・指定都市内に住所があること。 ②加入者の加入年度4月1日時点の年齢が満65歳未満であること ③生命保険に加入できる健康状態 ④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること <p>精神または身体に永続的な障害のある方で、知的障害もしくは身体障害者手帳1～3級と同程度と認められる方であり、将来、独立して自立することが困難であると認められている障害者</p>
支給額 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 加入限度は障害者1名に対して2口まで 1口加入者：2万円/月、2口加入者：4万円/月支給 弔慰金支給(対象障害者死亡時)

出典：「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>）を加工して作成

(1) 障害者扶養共済の概要

心身障害者扶養共済制度は、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

(2) 加入条件

1) 保護者の要件

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ①その都道府県・指定都市内に住所があること。
- ②加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

2) 支給対象となる障害者の要件

次のいずれかに該当する、将来独立自活することが困難であると認められる障害者（年齢は問わない）

①知的障害

②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

③精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる方

要件については、病名の診断があればよいのではなく、公的手当等が支給され病名の診断が公的に認められているか、また、公的に認められていない場合は医師の診断書（病歴、現症、予後の見通し等が詳細に記載されているもの）が必要となります。これらより「障害の種類」と「障害の程度」を明確にして加入の諾否が決定されます。

(3) 年金の支給額と弔慰金支給

加入限度は障害者1名に対して2口で、1口加入者は月額2万円、2口加入者は月額4万円支給されます。1年以上加入後に障害者が死亡した場合は、加入期間によって弔慰金が支給されます。

(4) 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等には、掛金の減免を行っている都道府県・指定都市があります。

以上

《参考・引用資料》

- ・厚生労働省_「障害者福祉」施策情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/index.html
- ・厚生労働省_「年金制度の仕組み」第12 障害年金
https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html
- ・厚生労働省_「生活保護制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html
- ・厚生労働省_「第5回社会保障審議会年金部会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html
- ・日本年金機構_「年金の受け取りに関するパンフレット」障害年金ガイド
<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html#cmsshogai>
- ・日本年金機構_「精神の障害用の診断書を提出するとき」
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-23.html#cmssindansho>
- ・日本年金機構_「年金を受けている方が誕生月を迎えたとき」
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140421-11.html>
- ・厚生労働省_「生活保護制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html
- ・「生活保護法」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000144>
- ・厚生労働省_「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8465&dataType=1&pageNo=1
- ・厚生労働省_「障害者手帳」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/techou.html
- ・厚生労働省_「障害者手帳」精神障害者保健福祉手帳実施要領について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/techou.html
- ・厚生労働省_「自立支援医療」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/jiritsu/index.html
- ・厚生労働省_「生活福祉資金貸付制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html
- ・厚生労働省_「障害者手帳」地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/techou.html
- ・厚生労働省_「精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4621&dataType=1&pageNo=1
- ・「所得税法」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000033>
- ・厚生労働省_「障害児福祉手当について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai hoken/jidou/hukushi.html>
- ・厚生労働省_「特別児童扶養手当について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai hoken/jidou/huyou.html>

- 厚生労働省_「特別障害者手当について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>
- 厚生労働省_「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

令和6年5月8日作成 (審) 24V149